

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法のお知らせ

特別徴収（年金天引き）を開始します

令和3年4月から、次の全てに該当するかたは、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）を開始します。

【国民健康保険税の場合】

- 1 国民健康保険に加入している世帯主で、令和2年4月2日から10月1日までの間に65歳になったかた
- 2 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳以下であること（令和4年3月31日までに75歳になるかたが世帯にいる場合を除く。）
- 3 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- 4 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計が、年金受給額の2分の1を超えないかた

【後期高齢者医療保険料の場合】

- 1 令和2年4月2日から10月1日までの間に加入したかた
- 2 年額18万円以上の年金を受給しているかた
- 3 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金受給額の2分の1を超えないかた

特別徴収から口座振替に変更することもできます

特別徴収の対象となるかたで口座振替での納付を希望する場合は、保険年金課で手続きが必要です。

特別徴収（年金天引き）から口座振替への変更を希望しますか？

はい

口座振替の手続きはお済みですか？

はい

被保険者証（保険証）をお持ちのうえ、「納付方法変更申出書」を提出してください。
【用紙は保険年金課にあります】

いいえ

「口座振替依頼書」と「納付方法変更申出書」を提出してください。

【用紙は保険年金課にあります】

被保険者証（保険証）、通帳、キャッシュカードまたは通帳届出印をお持ちください。

※口座名義人と異なるかたがキャッシュカードで口座振替手続きをする場合は、委任状が必要です。

手続きに必要なもの

- ① 既に口座振替を利用しているかた
・被保険者証（保険証）
- ② 口座振替を利用していないかた
・被保険者証（保険証） ・通帳
・キャッシュカードまたは通帳届出印

※口座名義人と異なるかたがキャッシュカードで口座振替手続きをする場合は委任状が必要です。

※一部利用できないキャッシュカードがありますので、念のためキャッシュカード、通帳及び通帳届出印をお持ちください。

※南彩農業協同組合の口座で振替を希望のかたは、キャッシュカードによる手続きができませんので、通帳及び通帳届出印をお持ちください。

※1月29日（金）までに手続きをした場合、4月分から年金天引きを中止します。なお、口座振替手続きの完了の時期により、年金天引きを中止する時期が異なります（口座振替手続きが完了しないと年金天引きは中止できません。）。

※口座名義人は被保険者、被保険者の親族、被保険者と生計を一にするかた等を指定できます。口座振替に変更した場合、社会保険料控除は口座名義人に適用されます。

※これまでの納付状況等から口座振替への変更が認められない場合があります。

問合せ 保険年金課

国民健康保険担当 内線 142～144
後期高齢者医療担当 内線 147・148

